

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

業 務 名	令和2年度中間貯蔵施設等工事予定地における埋蔵文化財調査業務
契 約 年 月 日	令和 2年 4月 1日
契 約 方 法	随意契約
業 務 場 所	中間貯蔵施設等工事予定地
業 務 種 別	埋蔵文化財調査
契 約 業 者 名	福島県教育委員会教育長
契約業者の住所	福島県福島市杉妻町2－16
工 期 (自)	令和 2年 4月 1日
工 期 (至)	令和 3年 3月31日
業 務 概 要	令和2年度中間貯蔵施設の土壤貯蔵施設等工事予定地において、埋蔵文化財調査を行うことにより、遺跡の保護と施設建設の両立を図るための基礎資料を得ることを目的とするものである。
契 約 金 額	4,463,000 円 (消費税込)
予 定 價 格 (随意契約の場合)	4,564,457 円 (消費税込)

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 2 年度中間貯蔵土壤貯蔵施設等工事予定地における埋蔵文化財調査業務
契 約 業 者 名	福島県教育委員会教育長
随意契約理由	<p>本業務は、土壤貯蔵施設等工事予定地において、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うため、表面調査を実施し、遺跡の所在の有無を確認するとともに、試掘・確認調査を行い協議資料の整備を図ることを目的とするものである。</p> <p>埋蔵文化財は、市町村民・都道府県民の共有財産であり、むやみに破壊しないよう、文化財保護法で保護されている。開発事業でやむを得ず破壊する場合は、記録保存（発掘調査）し、将来に渡り記録を残すことが規定されている。</p> <p>また、文化庁次長通知（平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号）に基づき福島県が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」（平成 12 年 4 月）において、県教育委員会及び市町村教育委員会は、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うために、事業予定地で表面調査及び試掘・確認調査を行うものとされている。さらに、広域の開発事業は、福島県教育委員会が行うこととされており、大熊町・双葉町にまたがる中間貯蔵施設事業はこれにあたるものである。</p> <p>以上の理由により、本業務については福島県教育委員会と契約する必要があり、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として同委員会と随意契約を締結するものである。</p>